

第9期計画に向けた第1号介護保険料及び介護報酬改定等について

第1 第1号介護保険料に関する見直しについて

1 国の方針

(1) 第1号介護保険料見直しの方針

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者（65歳以上）間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図る。

(2) 国の定める標準乗率、公費軽減割合等（資料2ページ、3ページ）

ア 標準段階の9段階から13段階への多段階化

イ 高所得者の標準乗率の引上げ

ウ 低所得者の標準乗率の引下げ

2 市の考え方

(1) 今回の見直しにより、国が新たに設けた基準所得額（420万円、520万円、620万円、720万円）を考慮した、基準所得額の設定を行う。

(2) 第1号保険料見直しの趣旨を考慮し、低所得者の保険料の引下げを行う必要がある。

(3) 国の応能負担の方針に沿った形で、高所得者（420万円以上）の乗率を設定するが、予期せぬ物価高騰等の社会情勢を踏まえた金額となるよう配慮する必要がある。

第2 介護報酬改定について

1 報酬改定率

介護報酬改定 +1.59%

介護職員の処遇改善分 +0.98%、介護職員以外の処遇改善分 +0.61%

第3 その他

1 介護老人保健施設における多床室の室料負担の見直しによる影響

多床室の室料負担を介護給付の対象外とし、自己負担を求ることとされた。（実施予定：令和7年8月）

2 基準費用額（居住費）の見直しによる影響

介護保険施設における基準費用額（居住費）について、近年の光熱水費の高騰に対し、在宅で生活する方との負担の均衡を図るため、増額される。（実施予定：令和6年8月）

3 利用者負担2割の範囲の拡大見送り

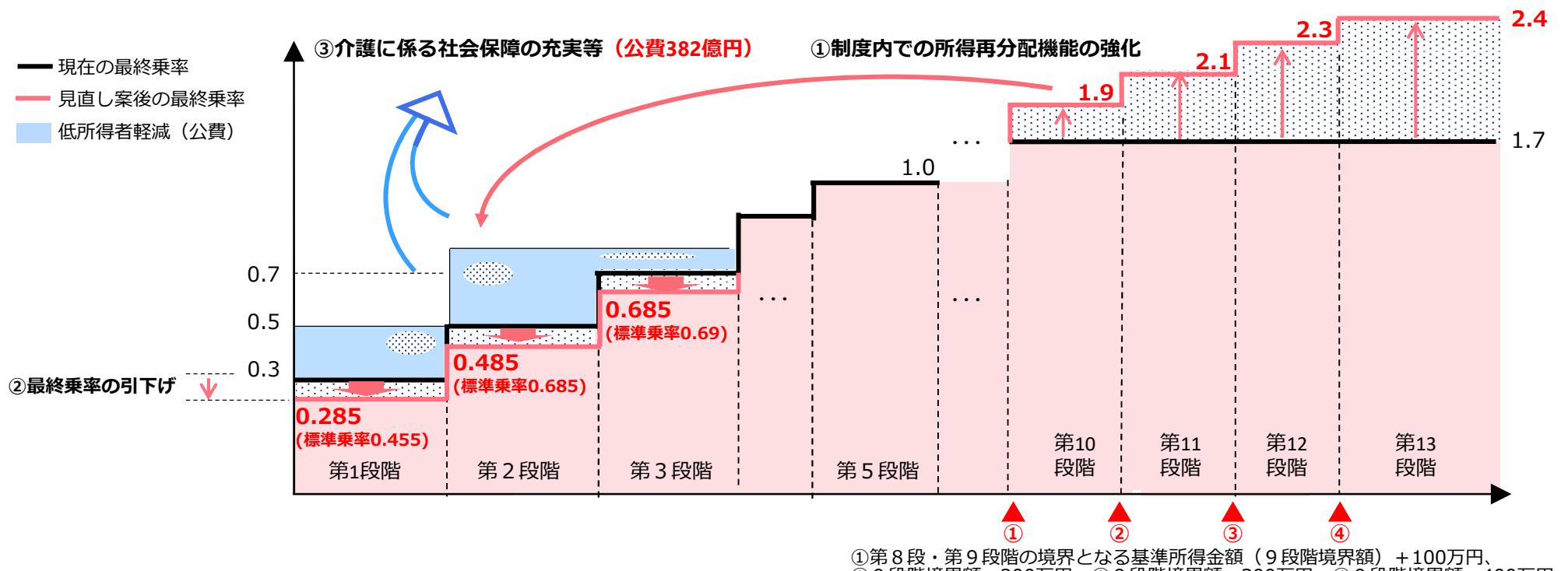
利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準については、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに結論を得ることとされた。

第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図る。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者を勘案して設定。
 - ・ 低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
- ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。
- 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部（※）について、現場の従事者の待遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
 - ※ **公費約382億円（国費約191億円、地方約191億円）**

(参考) 全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議）

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。



【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。

